

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 27 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染症に係る
一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 4 日付けで実施した「新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例アンケート」の結果を公表しますので、貴管内市区町村に、地域の状況に応じて、今後の新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物対策に御活用いただきますよう周知をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した一般廃棄物処理事業継続計画の実例も併せて公表しておりますので、別添令和 2 年 4 月 1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡「新型コロナウイルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画作成について」も参考に、未策定の市区町村に対して、計画策定を御検討いただくよう周知をお願いいたします。

公表先の URL : http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

以上

令和2年7月27日

新型コロナウイルス感染症対策に係る

一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

都道府県及び市区町村を対象に、新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例についてアンケート調査を実施し、結果を集計しましたので、今後の新型コロナウイルス感染症に関する対策の参考として御活用ください。

① 回答率

市区町村：1,635 / 1,741

② 市区町村の廃棄物処理事業継続計画（BCP）策定数：189件

③ 住民への主な周知方法

広報誌、チラシ、ホームページ、テレビ、記者発表、回覧（町内会、自治会等）、アプリ、SNS、メール配信、防災無線、新聞、ラジオ

④ 家庭ごみ（一般家庭）の分別・排出方法について、周知した事例や変更を行った事例

○ 分別・収集

各地区のごみステーションにおいて、管理をしている各地区環境委員に、未分別のごみがあれば袋を開封しないよう通知。
ごみステーションの未分別のごみは回収せず美化推進委員に分別等の対応を依頼していたが、感染拡大防止のため期間限定で収集業者に分別まで委託することとした。（未分別のごみの増加を避けるため一般には周知せず、美化推進委員のみに周知。）
粗大ごみの運び出し、資源・ごみ集積所での内容物調査及び区民・事業者への直接指導業務の休止。
発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある方が飲用したペットボトル・缶等は資源ごみとしてではなく、「燃やせるごみ」として出すよう周知した。
清掃センター職員の時差出勤に伴い、可燃ごみ（可燃ごみは昼間収集地区と夜間収集地区に分け、昼間収集地区は市直営の清掃センター職員が収集作業を行っている。）の昼間収集地区の収集時間が前後することを周知した。

○ ごみ処理施設

施設への直接持込を休止した。
不要不急の外出、密集を防止するため、施設への直接搬入を控えるようホームページで周知した。
処理施設搬入時のマスク着用をお願い。
体調のすぐれない方の搬入を遠慮するお願い。
直接持込の際は、極力1人で来てもらうことやごみを下ろすのもなるべく自身で作業してもらうよう記載し、案内を実施した。
清掃施設への家庭ごみ・資源物の自己搬入受付中止および短縮業務を実施した。
環境学習施設を休館した。
施設において、ごみ持込者の滞留を防ぐため、家庭系ごみについては一部を除き計量を省略した。
直接搬入再開後は密を避けるために、受入れ時間を30分単位で区切り、30分につき2名までの受け入れとした。
家庭ごみの清掃センターへの持ち込みを制限（持ち込みを週2回に限定）した。
保健所等からの感染者の追跡調査に備え、計量票へ搬入者だけでなく同乗者の氏名等も記入するよう徹底した。
可燃性粗大ごみについては解体し、施設へ搬入するよう要請した。

○ 資源ごみ

資源ごみ集団回収での立ち当番の自粛を要請した。
資源ごみの拠点回収を閉鎖した。
資源ごみの拠点回収閉鎖に伴い、資源ごみの自宅での保管が困難な場合、古紙、ペットボトルは「燃やすごみ」、飲料缶は「金属ごみ」、ガラスびんは「埋めるごみ」として、出してもよいこととした。
市が設置する常設の資源ごみ回収拠点について、日曜祝日を除く、月～土曜日が開設日であるが、土曜日の利用者数がかかなり多かったため、土曜日を閉鎖することとした。
缶類、ビン類、ペットボトルの資源ごみを回収するリサイクルステーションの利用時間を変更した。
資源ごみとして回収していた衣類・布等（綿50%以上）を燃やせるごみとして出すよう変更した。
古布の排出延期を要請した。
回収員手渡し方式による食品用の各種トレイ、廃食用油、新聞紙の回収を休止した。
感染者がいる家庭の資源ごみは1週間家庭保管してから、古紙を除いてよく洗ってから出すようお願いした。

○ 啓発

保健所を通じたPCR検査対象者への環境省チラシの周知を行った。

⑤ 家庭ごみ（自宅療養者がいる場合）の分別・排出方法の変更を行った事例

<p>感染力がなくなるとされる1週間程度家庭で保管してからルールに基づいて排出するよう要請した。</p> <p>保管ができない場合は、プラスチック製容器包装、ペットボトル、雑がみ、びん、缶は燃やすごみとして排出。その他の資源ごみは感染力がなくなった後、ルールに基づき排出するよう要請した。</p>
<p>新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用した一般廃棄物の場合は、ごみ処理施設のごみピットではなく、ごみホッパに直接投入するように変更した。また、プラスチックごみ、缶、ビン、ペットボトルについては、可燃ごみとして同様に処理するように変更した。</p>
<p>身体に触れた物について、プラスチック製容器包装や缶・びん・ペットボトルは分別せずビニール袋で密閉後、家庭ごみ（燃えるごみ）として排出するよう要請した。</p>
<p>PCR検査の結果、陽性と判定された方及びそのご家族に対して、「陽性となった方の家庭から排出されるごみは、種別ごとに1回目のみ」「病院・軽症者ホテルから持ち帰ってというものがあれば、そのような持ち帰りごみ」を1週間程度経過後、排出していただくよう伝えることとした。</p>
<p>古布、古着は当面の間、自宅への保管を要請した。</p>
<ul style="list-style-type: none">・自宅療養者又は濃厚接触者は、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装を燃えるごみとして排出するよう周知した。・自宅療養者又は濃厚接触者は、缶、ビン等を療養期間終了後に資源ごみとして排出するよう周知した。・自宅療養者又は濃厚接触者は、古紙を療養期間終了後に資源ごみとして排出するよう周知した。
<p>保管可能な粗大ごみ等の持ち込みをできる限り控えていただくよう依頼した。どうしても持ち込む場合は品目と氏名を記入した「搬入票」を提出してもらうこととした（任意）。</p>
<p>ご家族に新型コロナウイルスの感染者及び感染の疑いがある方がいる場合の対応策として、ごみ処理施設への直接持込を一定期間休止し、再開した後も直接持込は自粛するよう市ホームページ及びごみアプリに掲載した。</p>
<p>感染者・療養者のごみについては全て事業系ごみであったため、収集後仮置き場を設置し、通常のごみとは別の取扱いを行った。</p> <p>また、収集したごみは、一定期間経過後埋立を行った。</p>
<p>感染している方及び感染の疑いのある方の世帯については、ペットボトルは燃えるごみとして、缶やビンは埋立ごみとして出すように要請した。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策として当面の間、地域のごみ当番などの方に、感染リスクの観点からごみ袋を開封して確認しないよう促し、未分別等のルール違反ごみについて取り残さずに回収する趣旨を廃棄物減量等推進員へ通知した。</p>

⑥ 家庭ごみの収集運搬作業、処分作業における作業員の感染防止対策として実施している内容

○ 収集運搬作業

収集車の乗車人数を通常の3人から2人にすることを許可した。また、乗車する人員を収集車ごとに固定するようにした。
収集車の窓を開けて常に換気をするようにした。
収集員の休憩室の使用を半数ずつに分けた。（別の部屋を設けた。）
収集員が利用する食堂の常時換気と離れての着席を徹底した。
収集作業時のマスク着用及び作業員全員に対し消毒液を持参させ、こまめに手の消毒を実施した。事務所のドア、窓の開放、全体朝礼の廃止、作業員の事務所入室制限（必要時のみ入室）を実施した。処分作業時のマスク着用及び手洗い、外での朝礼、夕礼の廃止を実施した。（これらを収集運搬業者が独自で実施している。）
収集運搬作業員のペアが、毎日同じパッカー車に乗るようにした。（作業員のペア、使用車両を固定）
収集委託業者より、密を避けるため収集車1台につき2人乗車していた回収作業を、1人で行いたい旨の協議があり、実施した。
アルコールチェックを、使い捨てストローで実施した。
収集現場での排出調査のための破袋を行わず、やむを得ず破袋・分別する際には、手袋、ゴーグル、トングを使用できるよう支給した。

○ 処分作業

ごみ処理施設内の受入監視・誘導員は、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を着用し、作業を行った。
搬入監視室、料金所への感染防止ビニール幕の設置を行った。
事務局と作業員との導線を区分した。
一般廃棄物の展開検査を一時中止した。
工場において、新型コロナウイルス感染者が排出したことが明らかなごみ、または感染発生後の消毒作業に伴い発生したごみ等がまとまって搬入された場合、速やかに焼却炉に投入することによりごみピット内への新型コロナウイルス拡散防止を図っている。
計量棟での市民対応はマスクの着用を必須とし、さらに透明ビニールの防護シートにて飛沫感染防止策を実施した。感染者発生時の濃厚接触者を限定するため、各係間の接触を避けるよう、それぞれの係ごとに待機・休憩場所等を指定した。

○ 共通

マスク（各自の不足分）を支給した。ゴーグルを支給した（一部の収集業者）。
次亜塩素酸ナトリウム等での消毒を適宜行うようにした。
監督職員による定期的な防護具の交換及び手洗いの声掛けを行った。

ごみ搬入用 I C カードは使用の度にアルコール消毒を行った。
ごみ搬入時に運転手が入力するタッチパネルの定期的な消毒を行った。
作業員の体温管理を行った。
マスク及び手袋着用の義務化した。
事務所内の休憩室や食堂等にパーテーションを設置しているほか、入浴時間を分けるなど、収集作業員のクラスター発生防止対策を実施している。
ごみ袋の内容物確認を中止した。
委託業者が時差出勤を導入しやすくするため、各搬入施設の搬入可能時間を変更（昼の時間帯や搬入時間の延長等）した。 また、仕様書等で規定している収集開始時刻や朝礼等の取扱いについては、柔軟に行うよう指示を行った。

⑦ 防護具の効率的な使い方として工夫している内容

過剰防護とならないように、作業内容に適した防護具を着用した。
マスク、カートリッジの使用制限時間までの着用及び使用を行った。
焼却炉等の内部の工事施工確認時に防護服を使用しているため、その日の確認を極力まとめて行うようにしている。
手袋の使用について、使い捨てのものと、使い捨てではないものを消毒しての使用を現場の状況に応じて使い分けている。
夏場は高温多湿となり、通常のマスクでは息苦しく熱中症のリスクが高まることから、通常のマスクに代わり、口元に密着しないラミネートタイプのマスクを導入した。
現場作業員へマスクインナーを配布し、マスクの使用効率を上げている。
晴天時でも雨天時使用のゴム手袋を常時着用させた。
マスクやタイベックスを使用する作業の効率的な集約、延期を行った。
フェイスシールドはくもりやすいので、帽子の鏝を間に挟むことによって空間をつくり、空気の流れを良くした。

⑧ 一般廃棄物処理業者に特化した支援策

マスク等の資材の購入先斡旋、配布を行った。
一般廃棄物処理施設の搬入時間の延長を実施した。
収集運搬業務が円滑に行うことができるよう、焼却場と協議し、昼休憩時間の搬入を実施した。
軽症者受入れを行っているホテルの廃棄物の収集については、感染物の飛沫を回避するためパッカー車での圧縮ができないため収集量が制限されてしまい、当該ホテルより収集・運搬の委託を受けた一般廃棄物許可業者より一般廃棄物許可における登録車両では作業が困難であるとの相談を受け、通常産業廃棄物の収集・運搬で使用しているアームロール車の使用を認めた。
委託契約内容の一部緩和。（収集完了時間の延長を認めた。）
新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の情報共有体制の周知及び他社感染予防策の横展開のため、一般廃棄物処理業者にアンケートを実施した。
本市クリーンセンター等の一般廃棄物処理手数料の納入期限を最大で4カ月延長する特例を設けた。
手数料の減免を行った（令和2年6～8月分）
新型コロナウイルス拡大防止緊急対策一般廃棄物収集等従事者生活支援補助金を交付（町が委託する一般廃棄物収集等の業務に従事する方を支援するため、その業務の受託者に対して、1人あたり3万円の補助金を交付する）
家庭ごみ収集運搬・処理委託業務を担う現場作業員に対し、1人あたり1万円を給付予定（6月補正予算対応）

⑨ 排出事業者の一般廃棄物処理に特化した支援策

事業系ごみの手数料の値上げ時期を延期した。
飲食店等事業者に対し、令和2年4月～6月の売上げが前年の同月より5割以上減少した場合、同月に支払った事業系一般廃棄物の処理費用を補助。
事業系一般廃棄物収集運搬手数料の減免措置を行った。